

労働法セミナー開催

1月11日（水）盛岡大通商店街協同組合リリオにて今年度2回目の労働法セミナーを開催しました（講師：労働基準監督官 佐藤 勇気氏 参加者45名）。

30名の予定で参加者を募ったところ、早々に受付終了となりましたが、参加希望が多く定員を大幅にオーバーしての開催となりました。労働基準法のポイントを事例を挙げわかりやすく解説。講義後は質疑応答が行われました。



会場いっぱい参加者

労働条件の明示

言った、言わないの問題になるため非常に重要。契約書の方が正式な内容となる。



休業手当、最低賃金

解雇予告

明日から来なくて良いと言われたが解雇か？という質問が一番多い。「解雇ですか、退職勧奨ですか」と確実に確認すること。

賠償予定の禁止、前借金総額の禁止

労働時間、休憩、休日

講義内容



講師
労働基準監督官
佐藤 勇気氏



「労働基準法のあらまし」という冊子を使って、わかりやすく解説

強制貯金の禁止

社内旅行積立金等同意を求めず積立することは許されない。

賃金の支払い

賃金支払いの原則「直接労働者に払う」は重要。振り込み等定めていなければ手渡し。

労働基準法が適用される労働者とは



時間外、休日及び深夜の割増賃金

長時間の時間外が続くと健康被害が生じ、過労死のリスクが高まります。

解雇理由の証明



参加者アンケート

知らなかったことが多くて驚いた。
(30代女性)

働く前に一度このようなセミナーを受けておけばよかった。
(60代女性)

次回同じセミナーを時間を長くして開催してほしい。
(50代男性)

とてもわかりやすく考えさせられるものでした。もっと時間を取ってしっかりと聞きたかったと思いました。
(50代女性)

お話は分かりやすかったのですが、時間が短くて残念でした。
(50代男性)

労働法の中でも時間外労働、振り替え休日、年次有給休暇を取得した時の計算が難しいと思ったのでそこを詳しくしたセミナーを受けてみたいです。
(20代女性)

事務局から



受講希望者が多く、満員でお断りした方が多数いました。またアンケートに「もう一度受講したい」「さらに詳しく聞きたい」という回答多数あり、労働法に関心が高い事を改めて感じました。

もっと具体例を挙げた労働法セミナーを受けてみたい。
(50代男性)



ハローワーク盛岡菜園庁舎
わかもの支援コーナー
盛岡市菜園1-12-18
盛岡菜園センタービル2F
電話 019-908-2060